

利益相反マネジメントガイドライン

国立大学法人山形大学

平成24年 4月作成

平成29年 5月改定

令和3年 3月改定

目 次

第1部 山形大学における利益相反マネジメント

1. ガイドラインの基本的立場	4
2. 山形大学利益相反マネジメントにおける利益相反行為とは	4
3. 利益相反行為の目安	5
4. 利益相反マネジメントの対応概念図	6
〈参考〉	
山形大学利益相反マネジメントポリシー	7
国立大学法人山形大学利益相反マネジメント規程	10

第2部 ガイドライン

【産学連携関係】

1. 研究助成金の受入と利益相反	16
2. 奨学寄附金と利益相反	17
3. 共同研究と利益相反	18
4. 受託研究と利益相反	19
5. 臨床研究における利益相反	20
6. 未公開企業への出資と利益相反	21
7. 金銭借入と利益相反	22
8. 施設の提供と利益相反	23
9. 技術評価と利益相反	24
10. 秘密情報の保持義務	25
11. 研究成果有体物譲渡等契約	26
12. 学生、院生、ポスドクなどの派遣	27

【兼業関係】

13. 兼業と利益相反	29
14. 他大学等での講義等と大学での責務	31
15. 研究成果活用企業の役員への就任と責務相反	32
16. 技術相談・技術指導等と利益相反	34
17. 兼業先企業（公開企業）への出資とインサイダー取引	35
18. 審議会委員への就任と責務相反	36

【雇用関係】

19. クロス・アポイントメント制度による他機関職員の就任と利益相反	38
------------------------------------	----

【倫理関係】

20. 推薦行為と大学人としての立場	40
21. 利害関係者からの利益供与	41
22. 物品購入と利益相反	42

〈参考〉

審査請求書（様式例）	44
再審査請求書（様式例）	45

第 1 部 山形大学における利益相反マネジメント

1. ガイドラインの基本的立場

社会に対する知的貢献は、地域の知の拠点である山形大学の重要な責務です。また、このような社会貢献活動により得られる対価は、教育・研究活動促進の観点から、大学及び役職員等にとって適正かつ重要なものです。一方、山形大学及び役職員等には公正・中立等の保持が求められており、金銭等の提供を受けることで社会から疑念を抱かれることのないよう説明責任を果たす義務があります。（山形大学利益相反マネジメントポリシー（平成21年9月9日制定）、以下「ポリシー」という。）

山形大学利益相反マネジメントガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、利益相反行為の判断の目安を示すことにより、山形大学における利益相反マネジメントに関する共通理解を深め、本学に期待される社会的説明責任を果たすとともに、本学の役職員等が安心して教育、研究、産学連携活動等に取り組めるようにするものです。

ポリシーが明示しているように、山形大学の利益相反マネジメントは、特定行為の禁止及び当該禁止行為の管理・取締りをするものではありません。教職員個人に対する金銭等の提供がある場合に、大学に求められている公正性の観点から必要な範囲で、調整、利益相反状況の解消、説明責任の遂行を図るものです。

2. 山形大学利益相反マネジメントにおける利益相反行為とは

このガイドラインにおける利益相反行為とは、利益相反マネジメントの対象として、国立大学法人山形大学利益相反マネジメント規程（平成23年9月14日制定）第1条にいう本学の役職員等の利益相反につながる行為をいいます。

「法律上の利益相反行為」は中立の立場で業務依頼を受けた者が自己や第三者の利益を図り依頼者の利益を損なうことをいいます。例えば、契約締結の際に双方の当事者の代理を同じ者が行う「双方代理」などがこれにあたります。このような法律上の責務相反行為、及びこれと同等と思われる行為、さらに個人に対する金銭等の提供があり大学に求められる公正性の観点から特に調整が必要と思われる行為が、本ガイドラインの利益相反行為となります。

もちろん、研究者・教育者は、真理・真実の探求という科学研究の規範に従って行動しています。したがって、金銭的利益を供与する企業や個人の利益のために自らの研究目的や結果を変えることは通常では考えられません。したがって、金銭等の提供があるからといって、法律で禁止されていない行為を大学としてマネジメントの対象とする必要があるのかという考え方もあり得ます。しかし、このように科学研究の規範に従っているということは大学外部からは分かりにくいことなので、公正性が担保されていることを社会に対し明らかにして説明責任を果たすことが求められています。このような説明責任の遂行は、個人レベルで行うことは大変難しいことです。そこで、大学が組織的対応として責任の遂行を図る必要があります。

この意味では、山形大学の利益相反マネジメントは、該当する行為があった場合に届け出ってもらうことで、個人が担うには大変な説明責任を大学が組織として代わって遂行することにより、役職員等が安心して教育、研究、産学連携活動等に取り組めるように

するという意味があります。

このように、利益相反マネジメントとは、実体の公正さを前提として、その説明責任を果たすためのアピアランス（appearance:外観，外部からの見え方）を整えるものといえます。アピアランスの問題であるといっても、利益相反行為に該当するかどうかという点についてまで単に「アピアランスの問題」と解釈してしまうことで、「外部から疑われないように、表面上見えなくさえすれば良い」、あるいは逆に「少しでも疑われるように見えるものは禁止すべき」というように誤解されてはなりません。山形大学の利益相反マネジメントは、社会的良識に基づいて利益相反が生じることがないように、さらに、利益相反が生じているのではないかという疑いを持たれることがないように必要な調整を行うことを目的としています。

3. 利益相反行為の目安

利益相反行為の判断の目安となるポイントは、以下の三点です。一つ目は、「金銭等の個人的な経済的利益の供与」があること、二つ目は、経済的利益の供与が「利害関係者」からもたらされたものであること、そして、三つ目は、経済的利益の供与と公正性が求められる行為とが関連しているかどうか、です。

なお、「目安」としているのは、利益相反行為が、法律上の禁止行為のように固定的なものではなく、社会的要請や時代とともにある程度変化するもので、また、調整にあたっては、個別の事情も配慮されるべきものだからです。

(1) 金銭等の個人的な経済的利益の供与

個人に対して金銭、財物及び債務の減免など金額に換算できる利益が提供されていること。

(例) 個人に対する直接の寄附金や研究費の受入、兼業報酬、知的財産権に係る収入、資金の借入、物品等の借入・譲受、未公開株式の取得・保有、債務の減免、経済的利益につながる社会一般の取引と異なる条件の取引 等

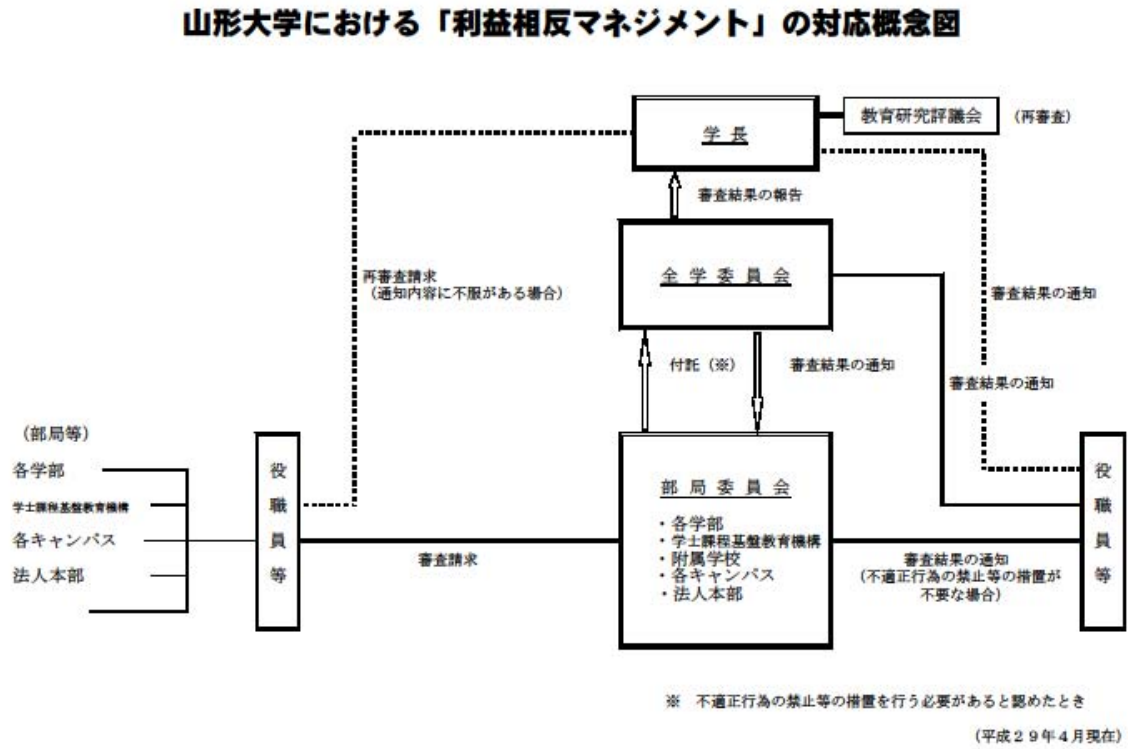
(2) 利害関係者（広義）の範囲

- ・ 上記(1)の提供者
- ・ 職員倫理規程に定める業務上の利害関係者（狭義）

(3) 公正性が求められる行為との関連性

兼業・委員等への就任、研究成果・知見の提供・公表、情報の提供・公表、知的財産権の提供、学生派遣、大学が当事者となる契約の締結等の行為と金銭等の個人的な経済的利益との間に関連性があること。

4. 利益相反マネジメントの対応概念図



山形大学利益相反マネジメントポリシー

(平成21年9月9日制定)

1 目 的

企業等との共同研究や受託研究，知的財産の創出と企業等への実施許諾，企業役員等の兼業活動，さらにはベンチャー企業設立などの産学連携活動は，知識経済社会における地域の知の拠点である国立大学法人山形大学（以下「本学」という。）の重要な社会的責務である。これらの活動に対する社会からの期待は増大しており，本学はこのような期待に今後とも積極的に応えていく社会的責任を担っている。

この貢献の対価は，次の研究教育活動の促進等に資するという観点から，大学及び教職員にとって適正かつ有用なものである。しかし，当該金銭的利益の存在が誤った先入観をもたらすのではないかという社会的疑念が発生する場合には，本学及び教職員に求められている社会的な公正・中立の保持等の責任（以下「公正性」という。）と相反する状況となりうる。

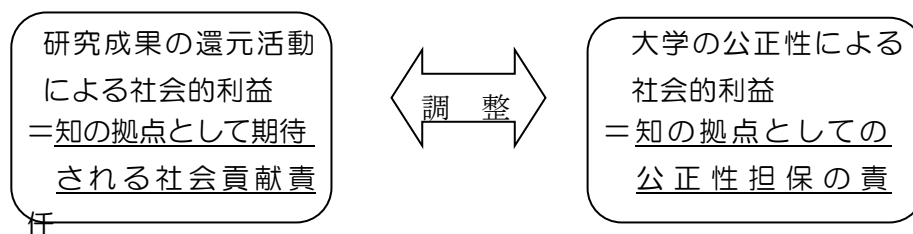
このため，本学に期待されている社会的責任を十分に果たし，かつ本学教職員が安心して産学連携をはじめとする社会貢献活動に取り組めるよう，この利益相反に関する本学の基本的な理解とマネジメントの方針を示すものである。

2 利益相反の定義等

（１）狭義の利益相反

利益相反（Conflict of Interest）とは，産学連携活動その他の社会貢献活動（以下「産学連携活動等」という。）によって本学又は本学の役員，職員，及びこれらの者とともに産学連携活動等に従事する学生（以下「役職員等」という。）にもたらされる利益（企業等からの寄付，特許実施料収入，兼業報酬，未公開株式等）によって，本学及び役職員等に求められている公正性（integrity）に影響を及ぼす恐れが生じている状況をいう。

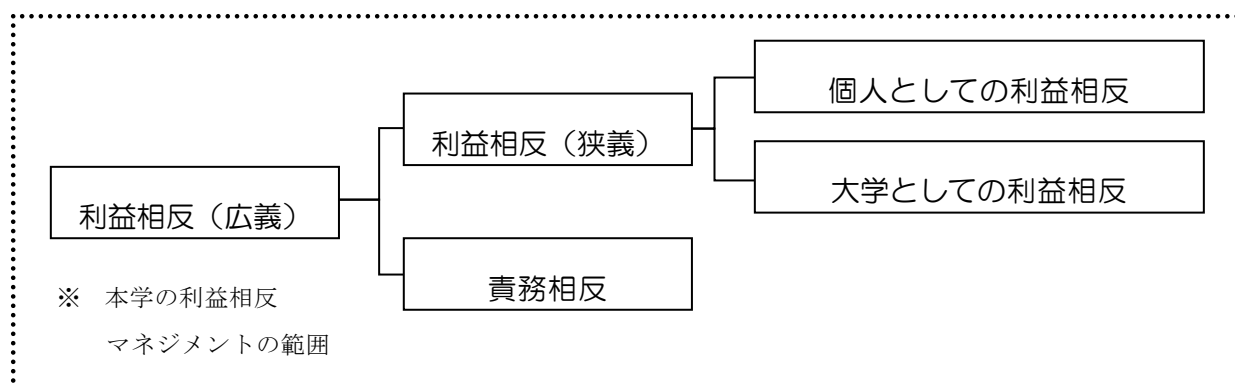
（調整を必要とする社会的責任）



（２）広義の利益相反

広義の利益相反とは，狭義の利益相反に大学における職務遂行の責任と，役職員等が主に兼業活動により負っている企業等に対する職務遂行責任が衝突している状況（いわゆる「責務相反」）を加えたものをいう。特に表記のない場合は広義の利益相反を指す。

広義の利益相反と狭義の利益相反



（３）対象者

本ポリシーにおいて対象とする者は、次のとおりとする。

- ① 本学に所属する役員及び職員（定時勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）
- ② ①の者とともに産学連携活動等に従事する学生

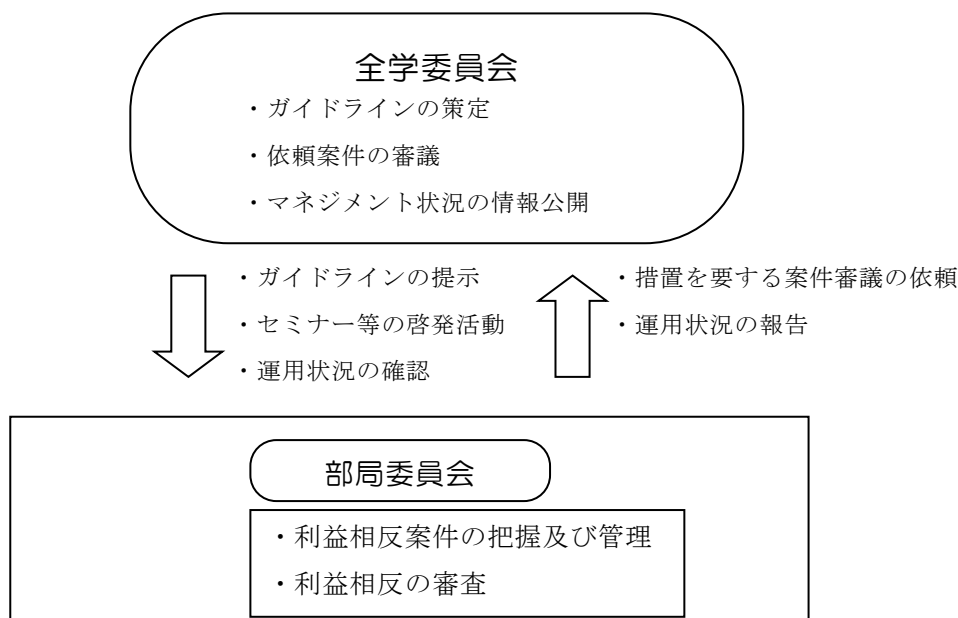
３ 利益相反マネジメントの基本的立場

- (1) 本学は、研究及び教育の還元による社会貢献を実現するため、積極的に産学連携活動を推進するとともに、本学が社会から求められている公正性を担保する。
- (2) 利益相反は常に生じうるものであり、一律な行動規範によって管理することは困難である。そのため、社会情勢の変化や多様な個々の状況を総合的に踏まえた柔軟な判断を行う。
- (3) 本学が行うマネジメントでは、管理する利益相反の範囲を広げることによる研究及び教育活動の停滞を招かないよう、金銭的な利益による相反を対象とし、全学統一した判断基準としてのガイドラインの作成などにより、管理範囲の明確化を図る。
- (4) マネジメントにあたっては、国立大学法人という本学の社会的信頼を確保しうる公平性と透明性を重視した仕組みとする。内外に対する説明責任を十分に果たすため、判断基準及び仕組みや運用状況等について積極的に公開する。
- (5) 本学に、外部専門家等の第三者をメンバーに加えた国立大学法人山形大学利益相反マネジメント委員会（以下「全学委員会」という。）を設置する。全学委員会は、役員等に対して行為の停止などの措置を行う必要が生じた場合等について審議・判断する。
- (6) 機動性を確保するため、利益相反マネジメントの通常の運用は部局において行う。
- (7) 事務の効率化、迅速化のため、兼業や共同研究、奨学寄附金など既存の手続きから得られる情報を効果的に利用する。
- (8) 効果的なマネジメントを可能とするため、セミナー等を開催し、利益相反に関する役職員の意識と理解を深める。

4 利益相反マネジメント体制

- (1) 利益相反マネジメントの運用のために必要なガイドラインは、全学委員会において定める。
- (2) 各学部等における運用状況（事務手続きの適正性）については、定期的に全学委員会において確認を行う。
- (3) 部局に利益相反マネジメント委員会（以下「部局委員会」という。）を置き、その組織等に関する必要事項は、当該部局長が定める。
- (4) 役職員に対して不適正行為の禁止などの措置を行う必要が生じた場合は、全学委員会において審議する。
- (5) 全学委員会は、エンロールメント・マネジメント部の協力を得て、総務部が担当する。
- (6) 現行の兼業規程、倫理規程の枠組みを維持しつつ、利益相反マネジメント体制を構築する。

体制図



国立大学法人山形大学利益相反マネジメント規程

平成23年9月14日

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 全学委員会(第4条―第10条)

第3章 部局委員会(第11条―第13条)

第4章 利益相反マネジメントの実施方法(第14条―第18条)

第5章 雑則(第19条・第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学利益相反マネジメントポリシー(平成21年9月9日制定)に基づき、国立大学法人山形大学(以下「本学」という。)及び本学の役職員等の利益相反につながる行為を未然に防止し、産学連携活動その他の社会貢献活動(以下「産学連携活動等」という。)の推進を図るため、利益相反のマネジメントについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役職員等 役員及び職員(定時勤務職員及び短時間勤務職員を除く。)並びにこれらの者ととも産学連携活動に従事する学生をいう。
- (2) 部局及び部局長 次の表に掲げるものをいう。

部局		部局長
各学部	当該学部を基礎とする研究科及び当該学部置く教育研究支援施設を含み、地域教育文化学部にあつては教育実践研究科を、医学部にあつては医学部附属病院を含む。	各学部長
学士課程基盤教育機構		学士課程基盤教育機構長
附属学校		附属学校運営部長
各キャンパス	この表に掲げる他の部局を除き、当該キャンパスに置く教育研究支援施設、図書館及び事務部を含む。	各キャンパス長
法人本部	保健管理センター、監査室及び教育研究推進組織を含む。	総務部長

- (3) 利益相反マネジメント 本学及び役職員等が産学連携活動等を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益(兼業報酬、特許に係る収入、未公開株式の保有等)が役職員

等としての責務又は公共の利益を損なわないよう適正に把握及び管理することをいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、産学連携活動等における次の各号のいずれにも該当する場合を対象とする。

- (1) 産学連携活動等に関し、社会に対する公正性が担保できない場合又はその可能性がある場合
- (2) 本学又は役職員等が金銭的又は財産的な利益を受ける場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象とする。

- (1) 役職員等が審査請求した場合
- (2) 次条に規定する全学委員会又は第11条に規定する部局委員会が必要と認める場合

第2章 全学委員会

(設置)

第4条 本学に、国立大学法人山形大学利益相反マネジメント委員会(以下「全学委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第5条 全学委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントガイドラインの作成及び改定に関する事項
- (2) 第11条に規定する部局委員会から付託された案件に係る利益相反に係る審査、回避要請等に関する事項
- (3) 本学の利益相反に関する情報の学外公表に関する事項
- (4) その他本学の利益相反に関する重要事項

(組織)

第6条 全学委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総務関係業務を担当する理事
- (2) 社会連携関係業務を担当する理事
- (3) 各学部長
- (4) 本学の役員及び職員以外の者で、利益相反に関する専門的知識又は高度な実務経験若しくは学識経験を有する者 若干人
- (5) 総務部長
- (6) 研究部長
- (7) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項の学内委員は、自らが関与する又は利害関係にある案件の審査に加わるできない。

(任期)

第7条 前条第1項第4号及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に掲げる委員は、再任することができる。

(委員長)

第8条 全学委員会に委員長を置き、第6条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 全学委員会は、委員長が招集する。

2 全学委員会は、委員総数の過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 全学委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長が議決する。

(資料の提出等の協力)

第10条 全学委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第3章 部局委員会

(設置)

第11条 各部局に、当該部局名を冠した利益相反マネジメント委員会(以下「部局委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第12条 部局委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 利益相反マネジメントガイドラインに抵触する可能性のある案件(以下「案件」という。)の調査に関する事項

(2) 利益相反に係る審査に関する事項

(3) その他当該部局に係る利益相反に関する重要事項

(組織等)

第13条 部局委員会に関し必要な事項は、当該部局長が定める。

第4章 利益相反マネジメントの実施方法

(運用)

第14条 利益相反マネジメントの運用は、部局が主体となて行う。

2 役職員等は、案件に該当する産学連携活動等を行おうとするときは、事前に、当該部局委

員会委員長に審査請求を行うものとする。

- 3 部局委員会委員長は、前項の審査請求を受けたときは、部局委員会において審査し、不適正行為の禁止等の措置を行う必要がないと認めたときは、その旨を当該役職員等に通知する。
- 4 部局委員会委員長は、前項の審査の結果、不適正行為の禁止等の措置を行う必要があると認めたときは、全学委員会委員長に付託する。この場合において、部局委員会委員長は、全学委員会委員長に当該部局委員会の意見を付すことができる。
- 5 全学委員会は、部局における運用状況について定期的に報告を受けるものとし、必要に応じて運用及び実施体制について部局委員会に助言又は勧告しなければならない。

(審査、回避要請等)

第15条 全学委員会委員長は、前条第4項の付託を受けたときは、全学委員会において当該案件について審査し、その結果を、当該役職員等及び部局委員会委員長に通知するとともに学長に報告する。

- 2 役職員等は、前項により不適正行為の禁止等の措置を行う回避要請の通知を受けたときは、これに従わなければならない。

(再審査請求)

第16条 前条の規定により回避要請の通知を受けた役職員等は、通知内容に不服があるときは、前条の規定にかかわらず、学長に再審査請求書(別記様式)により再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の再審査請求を受けたときは、教育研究評議会において再審査を行い、その結果を当該役職員等に通知する。

(情報公開)

第17条 全学委員会は、本学の利益相反マネジメントに関する情報を必要な範囲内で学外に公表することにより社会への説明責任を果たすものとする。

- 2 前項の公表に当たっては、役職員等の個人情報保護に留意して行う。

(秘密の保持)

第18条 第2章又は第3章に定める委員会に関与する者は、その業務により知り得た秘密を他に漏えいし、又は提供してはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

第5章 雑則

(事務)

第19条 全学委員会の事務は、研究部の協力を得て、総務部において遂行する。

(その他)

第20条 この規程は、令和5年3月31日まで効力を有し、時限到来時において委員会の設置意義、審議内容及び委員構成等について見直すものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月14日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される第6条第1項第4号及び第7号に掲げる委員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則(平成23年9月22日)

この規程は、平成23年9月22日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月23日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月5日)

この規則は、平成30年2月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月15日)

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

附 則(平成31年4月2日)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和2年1月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月18日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第2部 ガイドライン

【産学連携関係】

1. 研究助成金の受入と利益相反

外部資金を受け入れる場合の留意点

(1) 外部資金の種類

	奨学寄附金	受託研究	共同研究
概 要	一方的な寄附行為	研究の受託 研究経費の受領	共同して研究を実施 研究員の受入 研究経費の受入
当 事 者	寄附者⇔役職員等	委託者⇔役職員等	共同研究者⇔役職員等
大 学 の 履 行 義 務 等	(必要に応じて) 研究成果の簡単な報告 簡単な会計報告	研究成果の報告 知的財産は大学帰属	共同研究成果報告 知的財産は貢献度により配分

(2) 大学への責務：外部資金受入の取扱い

外部資金の受入が適正に行われるよう、部局長等は、受入を決定した場合は、教授会等に報告することになっています。

(3) 部局の利益相反マネジメント委員会への相談

受入企業等外部機関との個人的な利益関係がある場合には、部局の利益相反マネジメント委員会に相談してください。

※参照規則

国立大学法人山形大学奨学寄附金取扱規程

国立大学法人山形大学受託研究取扱規程

国立大学法人山形大学における外部機関との共同研究取扱規程

2. 奨学寄附金と利益相反

奨学寄附金を受け入れる場合の留意点

(1) 奨学寄附金とは

企業や個人から学術研究や教育研究の奨励のために受領する寄附金で、寄附者に対し、詳細な研究成果報告等の義務は負いません。

なお、詳細な研究報告を必要とするものは、受託研究契約として取り扱われます。また、企業等も研究開発に参画する場合には、共同研究契約として取り扱われます。

(2) 企業等との関係

- ① 寄附金の受入に伴い、寄附者に対して簡単な研究成果の報告及び収支決算の概要報告等を行うことは差し支えありません。
- ② 発明があった場合は、国立大学法人山形大学職務発明規程に基づき届出が必要です。
- ③ 奨学寄附金は、大学が研究資金を受け入れることから研究者個人の利益とはなりません。しかし、最終的には、教員個人の研究費等として活用されることも多く、社会から疑念をもたれないよう配慮することが求められます。

(3) 大学における手続等

奨学寄附金は大学が受け入れるものであるため、その資金が巨額であったり、一つの企業に偏っていたりすると、社会から「大学がその企業から影響を受ける立場にあるのではないか」という疑念や、「大学がその企業と特別な利害関係にあるのではないか」といった疑念をもたれる可能性があります。このため、部局長は、受入決定の際には寄附の条件等を審査することになっており、また、受け入れを決定した場合は、教授会等に報告することになっています。

※参照規則

国立大学法人山形大学奨学寄附金取扱規程

3. 共同研究と利益相反

共同研究を行う場合の留意点

(1) 共同研究とは

山形大学の研究者が、企業等外部機関の研究者と共同して行う研究で、次の2種類があります。

- ① 山形大学において、外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の研究者が当該外部機関の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- ② 山形大学と外部機関が共通の課題について分担して行う研究で、本学において、外部機関から研究者及び研究経費等を又は研究経費等を受け入れるもの

(2) 企業等との関係

- ① 共同研究では、研究の成果を、成果報告書として共同で取りまとめる必要があります。なお、研究成果の帰属の取扱いについては、共同研究契約書に明記されています。
- ② 研究の結果、発明の創出が想定される場合には、部局の研究支援担当に早めに相談してください。
- ③ 共同研究は、大学が研究資金を受け入れることから研究者個人の利益とはなりません。共同研究の実施に関連しない個人的な経済的利益がある場合には、部局の利益相反マネジメント委員会にお知らせ願います。
- ④ 共同研究にあたり、契約内容や課せられた守秘義務を遵守しなければなりません。研究協力者として学生等が研究に参加して、守秘義務を課せられた情報を扱う場合にも、当該守秘義務を守らせる必要があります。このため、研究に参加させる前の指導が特に重要です。

(3) 大学における手続等

共同研究の実施にあたっては、部局長は、実施決定の際には条件等を審査することになっており、また、実施を決定した場合は、教授会等に報告することになっています。

※参照規則

国立大学法人山形大学における外部機関との共同研究取扱規程

4. 受託研究と利益相反

受託研究を行う場合の留意点

(1) 受託研究とは

受託研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じる怖れがないと認められる場合に限り受け入れることができます。したがって、研究者は本務としてその研究を実施します。

(2) 委託者との関係

- ① 受託研究では、研究の成果を、成果報告書として委託者に報告する必要があります。しかし、その研究の成果は、原則として、山形大学に帰属します。研究の結果、発明の創出が想定される場合には、部局の研究支援担当に早めに相談してください。
- ② 受託研究契約締結後、研究に要する経費（研究経費）を受け入れます。したがって、受託研究の実施に関連しない個人的な経済的利益がある場合には、部局の利益相反マネジメント委員会にお知らせ願います。
- ③ 受託研究に当たり、受託研究の契約内容や守秘義務を遵守しなければなりません。研究協力者として学生等が研究に参加して、守秘義務を課せられた情報を扱う場合にも、当該守秘義務を守らせる必要があります。このため、研究に参加させる前の指導が特に重要です。

(3) 大学における手続等

受託研究の実施にあたっては、部局長は、受入れ決定の際には研究実施の条件等を審査することになっており、また、受け入れを決定した場合は、教授会等に報告することになっています。

※参照規則

国立大学法人山形大学受託研究取扱規程

5. 臨床研究における利益相反

臨床研究を行う場合の留意点

臨床研究は、ヒトを対象とする研究です。ヘルシンキ宣言や「臨床研究に関する倫理指針」（厚生労働省）では、ヒト対象の臨床研究に係る利益相反、特に、研究者個人の当該研究に係る経済的な利益については、特に慎重な対応が求められています。

臨床研究の依頼を受けた企業と個人的な利益関係がある場合には、研究結果の客観性を疑われる可能性がありますので、利益相反を適切にマネジメントし、透明性、信頼性などが担保された臨床研究を展開することが社会から求められています。

医学部及び医学部附属病院において臨床研究を実施する場合、山形大学医学部倫理委員会規程及び山形大学医学部附属病院における医薬品等の臨床研究の受託に関する取扱要項、並びに山形大学医学部利益相反マネジメントポリシー及び同要項が策定されていますので、それに沿って対応することが必要です。

なお、医学部及び医学部附属病院以外の部局で臨床研究が行われる場合でも、同様な対応が必要となります。

また、日本医学会をはじめ、医学関係の各学会では、それぞれ利益相反マネジメントのガイドラインが定められていますので、それらも参照する必要があります。

6. 未公開企業への出資と利益相反

共同研究契約先（未公開企業）から出資の要請があった場合の留意点

(1) 出資の際の留意点

役職員等が個人的に株式に出資することは、正当な対価であれば問題となりません。

しかし、産学連携活動（共同研究、受託研究、奨学寄附金の受入、兼業、コンサルティング契約、ライセンス契約、施設の貸与、従業員等の研究員としての受入等）を行っている企業への株式出資は、産学連携の相手方である企業から個人的な利益の供与を受けたと外部から見られてしまう可能性があります。

(2) 利害関係者からの未公開株式の取得等

- ① 当該企業が狭義の利害関係者（職務として携わっている契約の相手企業等）である場合には、未公開株式の取得等は禁止されています。
- ② 企業からの経済的利益付与という点で、新株予約権についても基本的に同様に扱われます。
- ③ 配偶者及び生計を一にする扶養親族が未公開株を取得・保有する場合についても本人保有と同様に扱われます。
- ④ 役職員等による株式の取得・保有は、出資を検討中の外部者に対して当該企業に一定の信用を与えるという波及効果を生み出すものであることを考慮に入れる必要があります。

(3) 部局の利益相反マネジメント委員会への相談

共同研究契約先である未公開企業への出資については、未公開株の取得そのものが利益の収受とみなされます。このため、共同研究契約先である未公開企業への出資については、事前に部局の利益相反マネジメント委員会の承認を得てください。

※参照規則

国立大学法人山形大学職員倫理規程

7. 金銭借入と利益相反

共同研究の相手方企業等から金銭の借入を行う場合の留意点

(1) 金銭借入の種類とその可否

区分			広義の利害関係者 (狭義の利害関係者を除く)	狭義の利害関係者 (業務上の利害関係者)
借入取引条件	借入先が業として行う	有利	利益相反マネジメントの対象	禁止
		有利でない	手続不要	手続不要
	借入先が業として行うものではない	有利	利益相反マネジメントの対象	禁止
		有利でない	利益相反マネジメントの対象	禁止

(2) 利益相反の構造

共同研究の相手方企業が業務上の利害関係者である場合には、相手方企業が金融機関であり、かつ通常より有利でない条件で借り入れる場合を除き、禁止されています。共同研究の相手が業務上の利害関係者でなくても、それらの企業等から金銭の借入を行うことは、個人的利益を得ていると誤解を招く可能性があり、利益相反マネジメントの対象になります。

また、金融機関からの融資を受ける場合でも借入取引条件が通常より有利な場合には、利益相反マネジメントの対象になります。借入取引条件が有利なものであるか否かは、借入金額、金利条件、返済条件、担保・保証の有無等の条件を総合的に判断して、一般の取引と比べ有利なものとなっているか否かにより判断します。

(3) 部局の利益相反マネジメント委員会への相談

借入先が利害関係者であるか否か、借入取引条件が有利であるか否かなど迷ったときは、事前に部局の利益相反マネジメント委員会に相談してください。

なお、デリバティブ（金融派生商品）の供与を受ける場合にも、同様の問題が生じる可能性がありますので、事前に部局の利益相反マネジメント委員会に相談してください。

※参照規則

国立大学法人山形大学職員倫理規程

8. 施設の提供と利益相反

大学の施設の提供とその経費負担に関する留意点

(1) 施設提供の手続き

共同研究の相手先企業等が、契約の範囲内で学内施設を利用することは当然であり、産学連携活動活性化の観点からは推奨されるべき行為です。

しかし、共同研究の相手先企業等であっても、契約範囲を超えて学内施設を利用させる場合や、個人的な利害関係のある企業等に学内施設を利用させる場合などは、職員等としての大学に対する責任と個人の利益が相反している外観が生じるため、社会的な疑念を惹き起こす可能性があります。この場合、国立大学法人山形大学施設一時使用細則に基づき、施設の提供前に許可を受けてください。

※参照規則

国立大学法人山形大学施設一時使用細則

9. 技術評価と利益相反

外部公表を前提とした技術評価の依頼を受けた場合の留意点

(1) 技術評価を行う際の留意点

技術評価に当たっては、専門家としての知見と、大学の教職員としての公正な立場から行うことが期待されています。大学教員による評価は、社会に対して大きな影響を与えることに注意する必要があります。したがって、公表される技術評価は、研究成果に基づき、科学的に正確に記述された内容のものであることが求められています。

(2) 依頼元と特別な利害関係がある場合の対応

兼業報酬を受けているなど、依頼元との個人的な利害関係がある場合については、個人的利益を優先させていると疑念を持たれる可能性があるので、評価を差し控えるべきです。

(3) 共同研究等に基づく技術評価

依頼元が共同研究等の相手方であり、その効果検証として技術評価とその公表を求められることがあります。この場合は、研究成果に基づく科学的事実の公表であり、本学の社会貢献の実態を広く世間に知らせる有益なものといえます。

(4) 兼業申請の必要性

企業における技術評価活動は報酬の有無に関わらず、兼業の承認が必要です。兼業承認申請を行うようにしてください。

※参照規則

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程

10. 秘密情報の保持義務

秘密情報を保持する必要がある場合の留意点

(1) 秘密情報保持に関する留意点

企業等からもたらされた営業秘密を、個人が利益を得る目的又は当該企業等に損害を与える目的で、意図的に漏洩・公表していけないことはもちろんですが、過失により漏洩・公表したりしないよう十分に注意する必要があります。

共同研究又は受託研究等の契約上、秘密保持義務を明示された情報については、過失による公表・漏洩も当該契約違反になります。

さらに、秘密の漏洩により、相手方に損害を負わせた場合には、賠償責任が発生することがあります。

このため、秘密情報の漏洩を防止する手段を講じる等、適切に情報を管理する必要があります。

(2) 情報の管理

研究室などでは、情報の管理が適切になされていることが重要です。例えば、施錠した場所での情報管理やパスワードの定期的な変更等を確実に行う必要があります。

※参照規則

国立大学法人山形大学における外部機関との共同研究取扱規程

国立大学法人山形大学受託研究取扱規程

11. 研究成果有体物譲渡等契約

(マテリアル・トランスファー・アグリーメント：MTA)

研究成果有体物(マテリアル)を譲渡等する場合の留意点

(1) 研究成果有体物を譲渡等する際の留意点

研究成果有体物は、重要な研究成果の一つであり、作成、入手等が困難なことが多く、経済的価値を持つ場合があります。また、そこから特許等が生み出されることがあります。

このため、研究成果有体物を外部提供する場合には、守秘義務及び瑕疵担保責任の免除等、契約上注意が必要な事項があります。詳しくは、部局の研究支援担当に相談してください。

(2) 研究成果有体物の譲受等の際の留意点

外部から研究成果有体物の提供を受ける場合にも、同様に注意が必要な事項がありますので、部局の研究支援担当に相談してください。

(3) 共同研究による研究成果有体物の取扱い

共同研究の結果得られた研究成果有体物は、通常、他者に譲渡することはできません。譲渡する場合には、共同研究の相手方の了承が必要です。

(4) 大学における手続等

研究者等は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ部局長に届出を行い、その承認を得なければなりません。

- ① 外部機関に研究成果有体物を有償で提供する場合(分析依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託を除く。)
- ② 外部機関から研究成果有体物を有償で受け入れる場合(市販されている物を購入する場合はこの場合に含まない。)

※参照規則

国立大学法人山形大学研究成果有体物取扱規程

12. 学生，院生，ポスドクなどの派遣

共同研究を行っている企業に対して，学生の派遣を行う場合の留意点

(1) 学生等を派遣する際の留意点

学生にとって，共同研究等への参加は，社会との貴重な接点であり，研究意欲の向上面からも有意義なものといえます。派遣に当たっては，学生の意思を十分に尊重してください。また，学生は，相手先企業との雇用関係にあるわけではないので，指揮命令系統に服す必要はありません。したがって，企業との守秘義務の遵守や万一の事故への補償等については，別途，企業と契約する必要があります。

企業における学生の研究活動を考えるときには，部局の研究支援担当に相談してください。

(2) 教育的配慮

共同研究に学生が参加する場合，教育の一環により共同研究を行う以上，作業内容が教育目的に適合するものであることが当然必要となります。また，学生の主体的参加であるか否かについても重要となってきますので，本人の意思の確認や，作業と研究テーマとの関係を明確にしておく必要があります。

(3) 企業との関係

共同研究契約に基づかない個人的な経済的利益がある企業への派遣は，部局の利益相反マネジメント委員会に相談してください。

【兼業関係】

13. 兼業と利益相反

兼業を行う場合の留意点

(1) 兼業とは

兼業とは、報酬の有無にかかわらず、本来の職務以外の業務として、「国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程」に基づき、許可を受けた上で、以下の業務に従事することをいいます。

- ① 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の職を兼ねる場合
- ② 自ら営利を目的とした事業を行う場合
- ③ その他営利を目的としない事業に従事する場合

(2) 営利企業の事業への関与制限

原則として、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことはできません。

しかし、次の場合には、例外的に兼業が許可される場合があります。詳しくは「国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程の運用について」を参照してください。

- ① 技術移転事業者の役員等を兼ねる場合
- ② 研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合
- ③ 株式会社又は有限会社の監査役を兼ねる場合
- ④ 営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる場合

(3) 営利企業の職を兼ねる場合の利益相反マネジメントについて

営利企業の役員を兼ね報酬を受ける場合、その報酬が、特別な便宜を受けるための営利企業からの対価ではないかとの社会的な疑念を惹き起こす可能性があることから、部局の利益相反マネジメント委員会の承認を得る必要があります。

(4) 営利を目的としない事業に従事する場合

他大学の非常勤講師の職を兼ねる場合や、有識者又は学識経験者から意見を聴取することを目的とする学外の委員会等の委員を兼ねる場合、その他もっぱら教育に関する職を兼ねる場合は、兼業が可能です。具体的な内容については、次項目以降を参照してください。

(5) 許可される期間

兼業が許可される期間は、原則として1年以内です。ただし法令等により任期のある職につき場合は、任期満了の期間又は4年まで可能です。

(6) 兼業に伴う報酬

兼業に伴う報酬が多大な場合は、企業が特別な便宜を受けるために支払った対価と見られる可能性がありますから、注意が必要です。なお、当該年度の報酬額の合計が、大学から支給される給与総額を上回ることが予想される場合には、許可申請に基づき、役員会の審査を受ける

こととなっています。

(7) 大学における職務との関係

教職員は、大学において教育、研究等に専念する義務がありますので、兼業により、授業や学生指導、本来の研究活動など、教職員としての職務がおろそかにならないよう注意が必要となります。

兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外です。ただし、営利企業以外の事業のうち、「国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程」の第8条各号に掲げる業務に従事する場合には、例外が認められています。

なお、裁量労働制が適用される教員の場合は、教員自身で勤務時間を管理することになりますが、本来の業務に影響を及ぼさないよう注意してください。

[参考]

○短期間の兼業

短期間の兼業（1日限りの兼業、又は2日以上6日以内の場合で総従事時間数が10時間未満の兼業）の場合は、学長の許可を要しないこととされていますが、勤務時間の適正な管理のため、事前に兼業従事予定先から所属部局長宛に依頼文書を提出させ、部局長の承認を得る必要があります。

○兼業の許可基準

以下に該当する場合は、兼業は許可されません。

1. 職務の遂行に支障を生じるおそれがある場合又は原則として1週38時間45分の正規の勤務時間を確保することが困難であると予想される場合
2. 職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じるおそれがある場合
3. 職員の職責と兼業先との間に特別な利害関係がある場合又はその発生のおそれがある場合

※参照規則

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程の運用について

14. 他大学等での講義等と大学での責務

他大学での講義や、他の機関での講演等を行う場合の留意点

(1) 講義や講演等を行う場合の留意点

- ① 講義等が大学の本来の役割である教育活動の一環として行われる場合には、本学の授業や学生指導及び研究活動等に支障がない限り問題はありません。
- ② 他大学等からの報酬あるいは謝金の受領については、利益相反上特に問題となりませんが、謝金の合計が年間 20 万円を超える場合には確定申告が必要です。交通費については、実費の範囲であれば届け出る必要はありません。

(2) 大学における手続等

他大学での講義が継続的・定期的なものであれば、すべて事前に兼業許可を得る必要があります。

(3) 短期兼業の場合

短期間兼業で次のいずれかに該当する場合は、兼業許可申請は不要ですが、勤務時間の適正な管理のため、事前に兼業従事予定先から所属部局長宛に依頼文書を提出させ、部局長の承認を得る必要があります。

- ① 1 日限りの場合
- ② 2 日以上 6 日以内で、総従事時間数が 10 時間未満の場合

この場合、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合でも、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算します。

(4) 共同研究等との関係

講義・講演の内容に共同研究等の成果を盛込む場合には、共同研究等の契約や企業との秘密保持の契約等を遵守する必要があります。それに違反した場合は、損害賠償等の問題を惹き起こす恐れがあります。

※参照規則

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程の運用について

15. 研究成果活用企業の役員への就任と責務相反

研究成果の事業化等のために、営利企業の取締役等になる場合の留意点

(1) 研究成果活用企業の役員を兼ねる場合(研究成果活用兼業)とは

研究成果活用企業への役員就任は、以下の基準を満たすことにより可能です。研究成果活用企業とは、営利企業であって、研究成果を活用する事業を実施するものをいいます。

- ① 研究成果活用兼業を行おうとする役職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果(特許権, 実用新案権等として権利化されたもののほか, 論文, 学会発表等の形で発表されているものを含む。)を, 自らが発明, 考案等(その帰属は問わない。)をしていること。
- ② 役職員が就任を予定している役員としての職務の内容が, 主として研究成果活用事業に関するものであること。
- ③ 役職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に, 兼業の申請前2年以内において, 特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- ④ 役職員が就任を予定している役員としての職務内容に, 本学に対する契約の締結又は検定, 検査等の申請に係る折衝の業務(研究成果活用事業に関係する業務を除く。)が含まれていないこと。

(2) 大学の責務との関係

- ① 役員に就任するということは, 当然, その企業に対し役員としての責任を負います。大学の責務との相反関連を整理して, 社会に対して説明できるようにすることが重要です。
- ② 役員への就任にあたっては, 事前に, 部局の利益相反マネジメント委員会の承認を得る必要があります。

[参考]

役員等兼業承認事務における留意点

文部科学省大臣官房人事課審査班

ウ 役員の職務内容の確認

(ア) 役員としての職務内容, 責務内容か。

(イ) 略

(ウ) 役員としての職務内容が, 主として研究成果の事業化に係るものであり, 研究成果開発者として当該開発業務を担当するものであるか。

(エ) 兼業予定者の研究成果に関する技術が, 当該企業に移転される職務内容であるか。

- ・研究成果活用兼業の職務内容は, 主として研究成果の事業化に係るものであり, その研究成果の開発者として当該業務を行うものである。
- ・したがって, 研究成果の開発者としてではなく, いわば単に一研究者として研究業務を行うものでないか, また, 自らがコンサルタント, アドバイザーといった業務を行うものでないか等, 職務内容を慎重に審査する必要がある。

- ・また、事業化の成功（終わり）が見えにくい場合は、研究成果に関する技術の移転が図れる業務内容として認めにくい。

(3) 代表取締役への就任について

- ① 特に、代表取締役社長は、会社の首長として業務執行に当たる重責を担う役職であり、その果たす役割を踏まえ、山形大学での本務の遂行に支障が生じないか、また、兼業でこなすことができる職務であるか、審査する必要があります。
- ② また、代表取締役就任についても、その職責の重さは代表取締役社長に準じる重責があり、代表取締役社長と同様に審査する必要があります。
- ③ 代表権が必要な理由の確認

[参考]

代表権が必要な理由等の確認

- (a) 原則禁止の兼業において、代表権がない取締役よりさらに職責が重い代表取締役と なって兼業をしなくてはならない理由
- (b) 代表権がない役員では、事業化が成功しないのか。または、代表権なしの取締役兼業で事業化を推進することも可能であるのに代表権が必要な理由
- (c) 代表権を有する職責により、本務に支障が出ないか。他にも代表取締役がいる等職責が分散されているか、あるいは、兼業休職する必要はないか、休職する必要がある場合、業務に支障は生じないか等。

(4) 発起人兼業について

発起人の役割は、定款の作成、株主の募集、株式の割当、設立総会の招集及び設立関係の事務処理等ですが、発起人を兼業する場合には、当該企業の事業目的が、自らの研究成果の事業化または本学の研究成果の事業化で自らの研究成果等と密接な関連があることが必要です。

(5) 1人の教員が複数の役員等の兼業を行う場合

研究成果の仕分けができるか、職務の遂行に支障が生じないか確認が必要です。

※参照規則等

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程の運用について

役員等兼業承認における留意点（文部科学省大臣官房人事課審査班）

16. 技術相談・技術指導等と利益相反

技術相談・技術指導等を行う場合の留意点

(1) 技術相談

技術相談は、産学連携の最も基本的な活動であり、企業等から技術相談を受けたり、大学が技術相談会あるいは技術説明会を主催して、企業の方に本学の保有する技術シーズを紹介する場合等があります。

このような技術相談は、一般に技術の概要を紹介するにとどまり、知的財産に関することやノウハウに関すること等の技術の詳細を説明することではなく、通常無料で行われ、報酬や研究費を得ることもありません。従って、本学教職員の本務として実施するもので、通常は利益相反マネジメントの対象にはなりません。

(2) 技術顧問、技術コンサルタント

技術顧問、技術コンサルタントは、大学あるいは教員の保有する技術や研究成果を実用化、商品化することを目的として、特定の地位に就いて定期的又は継続的に技術指導を行うものです。これらを行う場合には、報酬の有無にかかわらず、事前に兼業の許可を得ることが必要です。

(3) 契約に基づく技術指導(兼業によるものを除く)

兼業による技術指導とは別に、大学と企業との契約（学術指導契約）に基づき、職務として技術指導を行うことがあります。この場合は、通常は利益相反マネジメントの対象とはなりません。ただし、当該企業と学術指導契約以外に、兼業や共同研究等を行う場合は、対象となる場合があります。

※参照規則

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程の運用について

国立大学法人山形大学学術指導取扱規程

17. 兼業先企業（公開企業）への出資とインサイダー取引

兼業先企業（公開企業）から出資の要請があった場合の留意点

出資行為そのものは正当な経済行為であり、役職員に対し制限されるものではありません。ただし、兼業等を通じて未公表の重要な内部情報を受け取っていた場合は、インサイダー取引規制に抵触する可能性があります。

[参考]

インサイダー取引とは、会社の内部情報に接する立場にある会社役員等が、その特別な立場を利用して会社の重要な内部情報を知り、その情報が公表される前にこの会社の株式等を売買することをいいます。このような取引が行われると、一般の投資家との不公平が生じ、証券市場の公正性・健全性が損なわれる恐れがあるため、金融商品取引法において規制されています。他人名義の取引や、重要な内部情報の伝達を受けた者（情報受領者）も規制の対象となります。

18. 審議会委員への就任と責務相反

官庁や自治体の審議会委員に就任する場合の留意点

(1) 審議会委員就任の留意点

- ① 官庁や自治体の審議会委員など公的な委員への就任も、大学の役職員に期待される重要な役割です。この場合も、兼業に該当するので、謝金、報酬の有無にかかわらず、事前に、部局長の許可を得てください。
- ② 謝金の合計が年間 20 万円を超える場合には確定申告が必要です。

※参照規則

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程

国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程の運用について

【雇用関係】

19. クロス・アポイントメント制度による他機関職員の就任と利益相反

クロス・アポイントメント制度により他機関に就任する場合の留意点

(1) クロス・アポイントメント制度の意義

クロス・アポイントメント制度は、基礎研究、応用研究、開発、実証、事業化といった各段階を担う優秀な専門人材が確保されるとともに、これらの人材が機関の間を流動化することが促進されることによって、イノベーションが絶えず生み出される社会づくりを進めるために創設されたものです。

「日本再興戦略改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）や「科学技術イノベーション総合戦略 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）等において、その必要性が指摘され、本学においても平成 26 年に導入されたものです。（「国立大学法人山形大学クロス・アポイントメント制度に関する規程」（平成 26 年 12 月 1 日））

(2) 留意事項

クロス・アポイントメント制度は、イノベーションの創出による大学の社会貢献のために重要な制度ですが、一方で複数の機関に雇用されることから、雇用される教職員等にとって不利益が生じないようにすること、複数の機関間での利益相反が生じないようにすること、さらには公正性の担保や、第三者との利益相反を含めた公共の利益の侵害が起きないように配慮する必要があります。

山形大学では、クロス・アポイントメント制度を適用するには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 本学の教育、研究及び産学連携の活性化に資するものであると認められること
- ② 本学の利益に相反しないこと
- ③ 本学の職員としての倫理が保持されること
- ④ 本学の職員としての職務遂行に著しい支障がないこと
- ⑤ その他本学の職務の公正性、中立性及び信用性の確保に支障が生じないこと

また、雇用される教職員等にとっての不利益や機関間での利益相反が生じないように、相手方機関との間でクロス・アポイントメントに関する協定を締結することとしています。

※参照規則

国立大学法人山形大学クロス・アポイントメント制度に関する規程

【倫理關係】

20. 推薦行為と大学人としての立場

企業から商品等の推薦を依頼された場合の留意点

専門的知見や研究成果に基づく科学的知識の公表である限りについては、問題ありません。しかし、商品の推薦は、企業の営利を目的とした経済活動そのものの一要素となるものであり、公正・公平な立場としての大学の信用を損なわないように、適正に対応する必要があります。

個人的利益を得て推薦する場合には、部局の利益相反マネジメント委員会に相談してください。

21. 利害関係者からの利益供与

職員倫理規程における利害関係者からの利益供与の禁止

(1) 利害関係者

職員倫理規程に定める利害関係者とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 職員が職務として携わる売買、賃借、請負その他の契約に関する事務において、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- ② 職員が職務として携わる不利益処分をする事務において、当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等
- ③ 職員が職務として携わる、許認可等をする事務において、当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 禁止行為

禁止されている行為は次のとおりです。

- ① 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- ② 金銭の貸付けを受けること。
- ③ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- ④ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- ⑤ 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- ⑥ 利害関係者から供応接待を受けること。
- ⑦ 利害関係者と共に飲食をすること。
- ⑧ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- ⑨ 利害関係者と共に旅行をすること。

(3) 禁止行為の例外

禁止行為として定められている行為でも、個別具体的な事情によっては許容される場合があります。判断に迷う場合には、総務部労務課又は各部局の労務担当に相談してください。

※参照規則

国立大学法人山形大学職員倫理規程

22. 物品購入と利益相反

物品の購入に関し、業者の選定や学内手続きを行う場合の留意点

(1) 物品購入の基本的な手続き

- ① 物品等の購入請求
 - ・ 予算額及び予算残額を確認したうえで、発注する。
 - ・ 物品等を選定する上で必要に応じて（100 万円を超える場合等），見積書を手する。
 - ・ 機種選定（500 万円を超え 1,000 万円以下の調達）又は仕様策定（1,000 万円を超える調達）等特別な手続きを必要とする場合がある。
- ② 見積依頼
 - ・ 物品請求システムのデータを使用する。
 - ・ 原則として 2 社以上に見積依頼をする。
 - ・ 契約伺書の作成を必要とする場合がある。
 - ・ 500 万円を超える案件は，原則，一般競争入札になる。
- ③ 発注
 - ・ 発注権限は事務部及び教員に付与されている。
 - ・ 教職員が発注できる範囲は限られている（100 万円以下）。
- ④ 物品請求システムへデータ入力
 - ・ 品名・規格等を正確にシステムへ入力するとともに支出財源を特定する。
- ⑤ 納品検収
 - ・ 検収センターは，現物照合（物品等の規格・数量などの確認）し，納品書に確認印の押印等を行う。
 - ・ 検収センターを通らない場合は，検収センターに連絡し，検収センター職員の現物照合を受ける。
- ⑥ 納品確認・受領
 - ・ 業者から物品等を受け取り，納品書に検収センター職員の押印があるか確認し，納品書に受領のサインをする。
- ⑦ 納品書の提出
 - ・ 発注者のサイン済みの納品書を各部局の会計担当へ納品書受領後 3 日以内に提出する。
- ⑧ 支払手続き
 - ・ 発注者から送付された検収センター職員の押印と発注者のサインがある納品書を財務会計システム上でデータと突合し，支払手続きを行う。

(2) 物品購入と利益相反

- ① 機器の購入価格や条件、品質等が社会通念上、適正なものであることが必要です。
例えば、価格についても社会通念に比して著しく安い価格が提示された場合、業者

側に利益供与と同様の思惑がある場合があります。

- ② 購入先が自分の兼業先企業の場合、当該企業は特別な利害関係者とみなされる可能性があります。それ故に、兼業先企業からの物品購入は、各部局の労務又は会計担当に事前に相談してください。
- ③ 購入物品の選定にあたって、購入先に予定している企業から何らかの便宜（謝礼や物品の提供）を受けることは、職員倫理規程により禁止されています。
- ④ 購入資金は、公のものですから、購入の理由や価格の妥当性について明確にし、必要に応じて説明できるようにしておく必要があります。

※参照規則等

国立大学法人山形大学会計規則

国立大学法人山形大学職員倫理規程

国立大学法人山形大学契約事務取扱規程

国立大学法人山形大学大型設備等仕様策定取扱規程

科学研究費補助金等の公的研究費会計事務運用マニュアル

審査請求書（様式例）

年 月 日

（部局）利益相反マネジメント委員会委員長 殿

（申告者）所 属.....

役職名.....

氏 名.....

下記について、国立大学法人山形大学利益相反マネジメント規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、審査請求します。

（請求内容）

※ 提出いただいた審査請求書は、利益相反行為に関する審査のみに利用します。また、審査請求書は厳重に取扱い、国立大学法人山形大学利益相反マネジメント規程第 17 条で定める場合を除き、個人情報第三者には提供いたしません。

再審査請求書（様式例）

年 月 日

国立大学法人山形大学長 殿

（申告者）所 属.....

役職名.....

氏 名.....

下記について、国立大学法人山形大学利益相反マネジメント規程第 16 条第 1 項の規定に基づき、再審査請求します。

（不服の内容及び理由）

※ 提出いただいた再審査請求書は、利益相反行為に関する審査のみに利用します。また、審査請求書は厳重に取扱い、国立大学法人山形大学利益相反マネジメント規程第 17 条で定める場合を除き、個人情報第三者には提供いたしません。

国立大学法人山形大学利益相反マネジメント委員会

委員長	阿 部 宏 慈	理事（総務担当）
委 員	大 場 好 弘	理事（社会連携担当）
委 員	清 塚 邦 彦	人文社会科学部長
委 員	出 口 毅	地域教育文化学部長
委 員	玉 手 英 利	理学部長
委 員	山 下 英 俊	医学部長
委 員	飯 塚 博	工学部長
委 員	林 田 光 祐	農学部長
委 員	梅 原 潤 一	学外者 アルプス電気株式会社取締役
委 員	長 岡 祐 治	エンロールメント・マネジメント部長
委 員	矢 作 清	総務部長
委 員	小 野 浩 幸	学術研究院（理工学研究科）教授

（平成 2 9 年 4 月現在）

利益相反マネジメントガイドライン作成ワーキンググループ委員名簿

座 長	北 野 通 世	理事（総務・入試担当）
委 員	高 倉 新 喜	人文学部・准教授
委 員	瀬 尾 和 哉	地域教育文化学部・准教授
委 員	栗 原 正 人	理学部・教授
委 員	富 田 善 彦	医学部・教授
委 員	足 立 和 成	理工学研究科・教授
委 員	岩 鼻 通 明	農学部・教授
委 員	小 野 浩 幸	理工学研究科・教授
委 員	黒 沼 毅	総務部人事課長
委 員	中 村 修 一	総務部労務課長
委 員	矢 口 清	渉外部社会連携・図書・情報課長

（平成 2 4 年 3 月作成当時）